

楊雄の匈奴和親論と『法言』及び「劇秦美新」の成立時期について

——「上書諫勿許單于朝」を起點として——

嘉瀬達男

はじめに

前漢より新のひと楊雄は、賦や文を獻じた宮廷作家であり、『太玄』を著した術數家であり、『法言』を著した儒學者であり、『方言』の編纂に携った小學家であつた。また楊雄は自序が『漢書』楊雄傳に收められている上、多數の作品がほとんど散佚することなく傳わっていることもあり、中國古代の人物としては生涯と作品について検討する條件は非常によく整っている。そして多岐にわたる著述を残したことから、楊雄は著述に専念し勢利に恬淡とした人物として論じられてきた。そのさまは『漢書』楊雄傳・上に、「清靜亡爲にして、著欲少なく、富貴に汲汲とせず、貧賤に戚戚とせず。廉隅を修めて以て名を當世に徼めず。……乏しくして儋石の儲へ無きも、晏如たり……其の意に非ざれば、富貴と雖も事へざるなり」と記され、同傳の班固の贊にも「……雄は三世官を徃らず。莽の位を篡ふに及び、談説の士の符命を用て功德を稱し封爵を獲る者甚だ衆きも、雄復た侯ならず、耆老久次を以て轉じて大夫と爲る。勢利に恬たること乃ち是くのごとし。實に古へを好みて道を楽しみ、其の意は文章もて名を後世に成すことを求めんと欲す」と見える。そのためこれまで楊雄は、一人の著述家と見なされきたのである。その結果、楊雄は朝廷に二十年以上仕えていたにも関わらず、政治官僚としての活動に注意は十分に拂われてこな

かった。

ところが楊雄は哀帝期（前七〜前二）には、建平二年（前五）に「對哀帝問災異（哀帝の災異を問ふに對ふ）」を上奏し、建平四年（前三）には「上書諫勿許單于朝（上書して單于の朝するを許すこと勿きを諫む）」を上書している。「對哀帝問災異」は『漢書』ではその要點が三〇字餘り記載されるに過ぎないが、「上書諫勿許單于朝」は『漢書』匈奴傳・下が全文を収めており、一千字を超える堂々たる上奏文である。しかもこの上書は哀帝に嘉納された上、楊雄は帛五〇匹と黄金一〇斤を授かつてもいる。この上書において楊雄は、前漢歴代の朝廷における匈奴政策の是非を論じた上で、匈奴和親論を縷々述べている。ところがその主張は後に王莽が行なつた匈奴征伐政策とは相反するものであつた。衆知の通り楊雄は、王莽が新を建國した後に「劇秦美新」を著し王莽新を贊美する。しかし「上書諫勿許單于朝」は新建國後の王莽の政策に逆らう内容なのである。そこで「上書諫勿許單于朝」を中心に、楊雄の匈奴政策論について検討を加えて王莽の政策と比較するとともに、政治官僚としての楊雄の姿をうかがつてみたい。また楊雄と王莽の匈奴政策論の差異は、『法言』と「劇秦美新」の成立時期の解明に資するところがある。そこで合わせて『法言』と「劇秦美新」の成立時期についても一考を加えたい。

一、「上書諫勿許單于朝」について

まず「上書諫勿許單于朝」の概要を確認しよう。この上書は建平四年（前三）哀帝が、單于の朝貢を謝絶しようとしたことに對し、黃門郎であつた楊雄が反對意見を述べたものである。哀帝が單于の朝貢を謝絶しようとした理由と楊雄が上書した経緯については、次のように記されている（『漢書』匈奴傳・下。以下同篇から引用する場合は注記を略す）。

建平四年、單于上書し五年に朝せんことを願ふ。時に哀帝疾を被る。或ひと言ふ「匈奴の上游より來たりて人を厭ふ。黃龍・竟寧の時より、單于の中國に朝するに輒ち大故有り」と。上是により之を難じ、以て公卿に問ふも、亦た以爲へらく府帑を虚しく費す、且に許すこと勿かるべしと。單于の使辭去せんとして、未だ發たざるに、黃門郎の揚雄上書し諫めて曰ふ。

これによると、建平四年に匈奴の烏珠留單于が、翌五年に朝貢することを願ひ出た。しかし哀帝は病いを得ていた上、匈奴が來貢した黃龍・竟寧の時にそれぞれ宣帝・元帝が逝去したことを問題視する者がいた。また朝貢してくる匈奴への應對には莫大な費用が必要なため、拒むべきであると主張する公卿もあつた。それに對して楊雄は、これらの意見に反論し、單于が朝貢することを拒否するべきではないと上書したのである。

以下では、上書全體の流れがわかるよう適宜引用を交えつつ、概略を辿つてみる。冒頭は以下のように始まる。

臣聞く「六經の治は、未だ亂れざるを貴び、兵家の勝は、未だ戰はざるを貴ぶ」と。二者皆な微、然り而して大事の本なれば、察せざるべからざるなり。今單于の上書して朝せんことを求むるに、國家許さずして之を辭す、臣愚なるも以爲へらく漢は匈奴と此より隙あらん。本と北地の狄は、五帝の臣とする能はざる所、三王の制する能はざる所なれば、其の隙あらしむべからざること甚だ明らかなり。臣敢へて遠きを稱せず、請ふ秦以來を引きて之を明らかにせん。

楊雄の文には珍しく引用が行なわれているが、漢代の上書ではよく見られるものである。「未だ亂れざるを貴び」「未だ戰はざるを貴ぶ」というのは、それぞれ『老子』と『孫子』に基づく句だが、『老子』に基づく「未だ亂れざるを貴び」という句を「六經の治」とする理由は判然としない。ただし類似した表現はほかにも見え、たとえば「臣聞く」「之を其の未だ亂れざるに治め、之を其の未だ有らざるに爲す」と。患ひ至りて後に之を憂ふれば、則ち已に及ぶこと無きなり」というのは蘇秦が楚王に説いた語であり、「宜しく其の萌芽に因り、早に之を斷絶すべく、已に形を成し然る後に師を戰はしむるに及べば、則ち萬姓害を被る」というのは杜欽が成帝時の大將軍であつた王鳳に對して述べた語である。蘇秦の句は小異ありながらも「臣聞く」と前置きして引用していることから、「未だ亂れざるを貴ぶ」という句は、儒家に限らず既に普及していた慣用表現と考えてよからう。また楊雄は、この上書の結びの部分で再び「唯だ陛下の少しく意を未だ亂れず未だ戰はざるに留め、以て邊萌の禍を遏めんことを（唯陛下少留意於未亂未戰、以遏邊萌之禍）」と述べる。こうした點からも楊雄は上書の冒頭において、既に言い慣わされた表現を用いて「六經の治」としたものと理解できる。

續けて上書では次のように述べる。まず匈奴（北狄）は、五帝・三王も統制できなかった難敵であるから、朝貢を拒むことで漢と匈奴の間に隙が生じないようすべきことを、秦以来の中國と匈奴との關係をたどることで明らかにすると言う。そして更に續けて、秦始皇・漢高祖・呂后・文帝・武帝の時の匈奴との關係を三百字餘りを費やして述べ連ねる。匈奴は始皇や高祖の兵力によっても治められず、武帝が韓安國・衛青・霍去病ら名將を派遣して武功を擧げたとはいえ、なお匈奴を下臣として服従させるには至らなかった、と言うのである。¹⁰これらの記述は、多く『史記』匈奴傳ほか『史記』の本紀や列傳と一致するようだが、細かい數字や内容については一部相違が見られる。¹¹そしてこの一連の論述は、以下の文によってまとめられている。

且つ夫れ前世豈に無量の費を傾け、無罪の人を役し、狼望の北に快心するを樂しまんや。以爲へらく壹に勞せざる者は久しくは佚せず、¹² 暫く費さざる者は永くは寧からず。是の以に百萬の師を忍び以て餓虎の喙に摧かせ、府庫の財を運びて盧山の壑を填めて悔いざるなり。¹³

楊雄は、これまでに匈奴對策には膨大な費用と人民を要したものの、それを厭うのでは安寧は得られない、それゆえ兵や經費を出し惜しむべきではないと主張するのである。

續いて上書では、宣帝期の匈奴政策について述べる。宣帝が田廣明・趙充國・田順・范明友・韓增の五將軍を十五萬騎とともに匈奴に派遣し、威勢を示したものの武功の少なかったこと、その後匈奴に内紛が起こり五單于が亂立し、日逐王と呼韓邪單于が漢に歸化したこと、そして「朝せんと欲する者は距まず、欲せざる者は疆ひざるな

り」という政策をとるようになったことが、約百五十字で述べられている。¹⁴そして宣帝期の敘述は、『漢書』の「宣帝紀」や「匈奴傳」と概ね一致している。

このように「上書諫勿許單于朝」は、秦始皇より宣帝にいたる中國と匈奴との關係および異民族政策について、上書の半分近くの字數を費やし敘述しているのである。一介の黃門郎であった楊雄が、秦始皇より宣帝に至るまでの中國匈奴關係史に精通しており、五百字近くに及ぶ明快で要領を得た記述を行なっていることには注意すべきだろう。なお、楊雄が匈奴政策に通じるようになった経緯については、小論第四節において検討する。

上書の残る部分では、結論に向け楊雄は言葉を繼いで主張を展開する。まず異民族の性質は「天性忿鷙（猛々しく殘忍）」にして、「力を負ひて氣を怙む」ものである。それゆえ教化したり征服することは困難だが、一度歸服させることができたならば、その後は慰め勞り従わせ、物品を贈與すれば禮儀をもつて振る舞う（慰薦撫循し、交接して賂遣すれば、威儀俯仰する）のが良いと言う。¹⁵そして匈奴以外の異民族への對策は、さして時間も要せず容易なものであるが、それに比べ匈奴のみは「堅敵」であると説く。¹⁶

また、單于の入朝はその誠意に基づくものである上、これまで果たされなかった宿願（「上世の遺策、神靈の想望する所」）であるから、たとえ經濟的負擔があっても受け入れるべきものである（「國家に費あると雖も、已むを得ざる者」）。却つて入朝を拒むことは、これまでに蓄積してきた「往昔の恩を消し、將來の隙を開く」ことになると、批判する。¹⁷

次に冒頭に引かれた「未だ亂れざるを貴び」「未だ戦はざるを貴ぶ」という句の主旨を承け、「未だ然らざるに先んず」るものこそ、「明な

る者」「聰なる者」と説く（「夫明者視於無形、聰者聽於無聲、誠先於未然」）。そして「未だ然らざるに先んず」という方針をもって匈奴政策を進めて行くなら、秦始皇以來蒙恬・樊噲などが勞苦を重ね、文帝・武帝の苦難は不要となり、衛青・霍去病・五將軍たちの武功さえ無用となる、と上書において縷々述べてきた中國匈奴關係史を振り返りつつ、未然に中國と匈奴との間隙を埋めることを主張する⁽¹⁷⁾。更に過去における西域政策が匈奴との和親に有効であり、それを放棄することの無益を説く⁽¹⁸⁾。

上書の最後は「夫れ百年之を勞しながら、一日にして之を失ひ、十を費しながら一を愛しむ。臣竊かに國の爲に安からざるなり。唯だ陛下の少しく意を未だ亂れず未だ戰はざるに留め、以て邊萌の禍を遏めんことを」と述べ、結ばれる⁽¹⁹⁾。つまり、匈奴の入朝のために必要な出費は、これまでの勞苦に比べれば十分の一にも及ばないものである。わずかな出費を惜しんで一時にして過去の苦難を無にするのではなく、戦闘となる以前に間隙の生じないよう努めるべきことを楊雄は意見したのである。そしてこの上書が奏されると、哀帝は意を翻して單于に翌年の朝貢を許可し、楊雄に帛五十匹と黄金十斤を賜ったのである⁽²⁰⁾。

このように楊雄の上書は、秦漢以來、中國の匈奴への對應は困難を極めたものであり、その對策には膨大な費用と時間がかかっていることと、單于が朝貢を願い和親を求めているのを拒むことは、これまでの勞苦と費用を無にし、漢と匈奴との關係に間隙を生むものであるから、應對に要する經費を惜しむべきではないことを主張するものである。そしてその根據として秦漢以來、中國匈奴關係史について要所を押さえ、手際よく述べることで説得するのである。

楊雄の上書が嘉納された結果、單于の朝貢は翌々年の元壽二年（前

二）に行なわれた。しかし從來の朝貢に比べると、來貢者の人數は一・五倍になり、贈與の品も「衣三百七十襲・錦繡繪帛三萬匹・絮三萬斤」を増し加えるなど出費のより増大したものであった⁽²¹⁾。

二、王莽の異民族政策

以上の通り、楊雄は哀帝に對し、匈奴と安定した關係を維持することは困難の多いものであるとして、たとえ費用を要しても朝貢を認め、和親を貫くべきことを説いた。ところが王莽の進めた匈奴政策は、楊雄の主張とは全く異なり、ほとんど通じるところがない。以下では『漢書』の「匈奴傳」および「王莽傳」により、王莽の政策を一瞥したい（繁雜になるので一部を除き引用は省く）。

王莽は、新を建國する以前、平帝・孺子嬰の時に匈奴に對して二つの政策を行なっている。一つは元后を喜ばせるために、王昭君の娘を漢に入侍させたこと、もう一つは單于の姓が二字であったのを改め中國同様に一字とすることを上奏させ、その姓を一字とさせたことである。いずれも比較的輕微な變改であるのに對し、新の建國後に進めた王莽の匈奴政策は、非常に強硬な策であった。

王莽は新を建國すると、漢が單于に與えていた「匈奴單于璽」の印を奪い、新の臣として「新匈奴單于章」の印を與える。これは匈奴の印に「新」という國號を冠し、「璽」字を改め「章」とすることで新の臣であることを示すものである。この一件の前に單于は、漢より張掖郡の地を要求されたり、漢のために烏桓より皮布の税を得られなくなったことがあり、既に漢を怨んでいた。それに加えての改印改稱の措置に單于は立腹し、遂に烏珠留單于は朔方郡に一萬騎の兵を出し、新と敵對したのである。一方王莽は、匈奴を分裂させて十五單于を立

てることを謀り、兵一萬と珍寶を雲中郡の邊塞に移送する。更に王莽の勧誘に應じた右犁汗王咸とその子の助を、それぞれ孝單于と順單于に任じ、また咸の子の登と助を長安に送る。烏珠留單于はこれに怒り、雲中郡の益壽塞を攻め、その地の吏民を殺戮する。それに對して王莽は、單于の侵略を捨て置かず、大いに出兵・移民を行ない、匈奴を驅逐し十五單于を立てることを論議したのである。

このようにして王莽は匈奴と對立を深め、新の建國後三年ほどで戰亂への道を進む。こうした状況に際して王莽の腹心嚴尤は、王莽の匈奴政策は國の負擔が多い上、功績が期待できないと諫める。しかし王莽は聞き入れず、出兵したため、天下は大いに混亂した。「匈奴傳・下」によると、北方地域は宣帝以後數世にわたり烽火も上がらず人馬も榮えたが、王莽が匈奴と抗争を始めると、一帯は荒涼となり人骨が野ざらしになっていたという²²。その後、王昭君の娘の伊墨居次云とその婚である須卜當が、王莽と氣脈の通じる烏累單于咸を擁立し、新との和親を進めた。しかし烏累單于咸は、一方で王莽より贈與を受け和親を装いながら、他方では國境周邊地域において略奪を行ない中國の民を襲った。更に烏累單于咸の後を繼いだ呼都而尸單于輿も、新に對して引き続き面從腹背の態度をとるが、やがて王莽新が滅びるのである。

つまり王莽は、匈奴への處遇を改め臣下とし、盛大な出兵もためらうことなく、匈奴を分裂させることで支配を強めようとした。その政策が匈奴を制服し、服従させようとするものであることは明らかであろう。後年こそ烏累單于咸・呼都而尸單于輿に贈與を行なったものの、それはむしろ兩單于に物品を横奪されるようなものであった。それに對して楊雄が上書して哀帝に勧めたのは、漢と匈奴との關係に間隙を生じさせないよう、經費を惜しまず單于の朝貢・和親を受け入れ

ることであつた。

漢・新歴代の匈奴政策については『漢書』匈奴傳贊が簡明にまとめられているが、ここでは様々な議論はあるものの、結局儒者は和親を説き、武將は征伐を言う²³と述べている。それによれば楊雄の上書は和親を説く儒者の立場であり、王莽は征伐を言う武將の主張であるということになり、兩者は對立し相反する主張であることは明らかである。

三、『法言』の異民族政策論

楊雄が上書に述べた匈奴との和親について、楊雄は『法言』孝至篇においても次のように述べている(以下(一)～(五)の番号は筆者による)。

(一) 或ひと曰ふ「訥訥たる北夷、我が純績を被^き、我が金犀を帶び、珍膳曼餽、亦た厚からずや」と。曰く「昔在高・文・武は、實に兵を主と爲す。今稽首來臣し、稱して北蕃と爲す。是れ宗廟の神・社稷の靈が爲なり。厚からざるべけんや」と²⁴。

この章では、凶暴な匈奴が(朝貢したこと)、漢の衣服・寶飾を身につけ、珍味佳肴を饗されたことをある人が非難するのに對し、高祖・文帝・武帝は兵事によつて匈奴と對峙したが、いま匈奴が稽首して來臣し、自ら北蕃と稱しているのは、宗廟の神・社稷の靈の賜物であるから、匈奴を厚遇するのは當然であると述べている。ここにある人が匈奴に振る舞う贈品が過剰であると批判するのは、建平四年(前三)に哀帝が單于の朝貢を謝絶しようとした時、匈奴への應對には莫

大な費用が必要なため拒むべきであると主張した公卿と同じ主張である。また匈奴が自ら朝貢を志願してきたのであるから歓迎すべきであると答えているのは、公卿の主張を批判した「上書諫勿許單于朝」の内容と完全に符合している。そうすると『法言』に(一)の章が執筆されたのは、建平四年(前三)ころかそれ以降、王莽が匈奴に出兵した始建國二年(後十)までの間と考えるべきであろう。王莽に仕えた「劇秦美新」において王莽を賛美する楊雄が、王莽の匈奴出兵後に『法言』で匈奴和親策を主張したとは考えにくいからである。

このほかにも匈奴を含む異民族政策に関する主張は、『法言』孝至篇に次のように見える。

- (二) 漢の徳は其れ允に懷れりと謂ふべし。黄支の南、大夏の西、東鞞・北夷、來たりて其の珍を貢ぐ。漢の徳は其れ允に懷れりと謂ふべし。世に鮮なし。⁽²⁵⁾
- (三) 芒芒たる聖徳、遠人咸な慕ふは、上なり。武義璜、兵もて四方を征するは、次なり。蠻夷の夏を猶し、王人を蠱迪し、國を屈し師を喪ふは、次無きなり。⁽²⁶⁾
- (四) 龍堆以西、大漠以北は、鳥夷・獸夷なり。郡王師を勞するは、漢家は爲さざるなり。⁽²⁷⁾

(二) は異民族の來貢を高く評價し、(三) は和親を唱え、武力による討伐を批判するものである。(四) では西北地方の異域の民を「鳥夷・獸夷」と呼び、「郡王師を勞するは、漢家は爲さざるなり」と征伐を否定する。これら三章はいずれも「上書諫勿許單于朝」と重なる主張であり、王莽の匈奴征伐策に反するものである。

つまり(一)に挙げた章とともに、これら四章はいずれも哀帝への

上書と同様に和親策を説くと同時に、異民族征伐論に反対しているのである。こうした主張が王莽の匈奴征伐政策とは相反するものであることは、前述した通りである。そうするとこれらの王莽の政策に眞つ向から反対する文を執筆したのは、(一)と同様に建平四年(前三)より始建國二年(後十)までの間と推斷できよう。

なお『法言』が成立した時期については、従來次の章の記述をめぐって議論されてきたので、確認しておきたい。

- (五) 漢興りて二百一十載にして、中天其れ庶きかな。辟靡以て之を本づけ、校學以て之を教へ、禮樂以て之を容づくり、輿服以て之を表し、其の井・刑を復し、人役を勉ず。唐いなるかな。⁽²⁸⁾

『法言』の末尾に置かれた章であるが、(五)の「漢興りて二百一十載」は元始四年(後四)に当たり、「辟靡以て之を本づけ……人役を勉ず」と列擧される事績はいずれも王莽が元始三年(後三)より始建國元年(後九)の間に實施した政策である。以下『漢書』の記載により、各事績の内容を確認しておく。まず「辟靡以て之を本づけ」は元始四年(後四)に明堂・辟靡を立てたことであり(平帝紀)、「校學以て之を教へ」は元始三年(後三)に學官を立て、經師を置いたことである(平帝紀)。次に「禮樂以て之を容づくり」は元始四年(後四)に『樂經』を學官に立て、元始五年(後五)には禮を制定して樂を起すことを奏上し、また明堂に祭祀を行なったことであり(王莽傳・上)、「輿服以て之を表し」は元始三年(後三)に車服の制度を奏上したことである(平帝紀)。そして「其の井・刑を復し」は始建國元年(後九)に井田制を復活させ王田制として實施したこと(王莽傳・中)及び刑を古に復したことを言い、「人役を勉ず」も始建國元年(後九)

に奴婢の賣買を止めさせたことである（王莽傳・中）。

このように（五）に記されているのは、元始三年（後三）より始建國元年（後九）の事柄であるから、この章が執筆されたのは始建國元年（後九）以降と考えられる。また（一）の執筆は建平四年（前三）以降、王莽が匈奴に出兵する始建國二年（後十）までの間と考えられた。そうすると『法言』の成立時期は、始建國元年（後九）の王田制實施以降、始建國二年（後十）の匈奴出兵以前と判断できよう。

これまで『法言』の成立時期について定説はなく、早くは元始元年（後一）以後説や元始二年（後二）説、遅くは天鳳元年（後一四）以後説まである。その中で最も多く支持されているのは、湯炳正「楊子雲年譜」に導かれた、始建國元年（後九）説であった³¹。しかしこれらの説のほとんどは、上記（五）の記述に基づく議論であり、いずれも小論のごとく楊雄の匈奴政策論と王莽の匈奴出兵の問題には注意していない。楊雄の匈奴和親論と王莽の匈奴征伐策が相反することを考えると、『法言』が始建國二年（後十一）以降に成立したとは認めがたい。また（五）の「其の井を復し」は始建國元年（後九）の王田制を指すから、それ以前の成立も容認できない。つまり『法言』の成立時期は小論における検討の結果、始建國元年（後九）の王田制實施以降、始建國二年（後十）の匈奴出兵以前と考えられるのである。

なお（五）に見える王莽の施策について、煩を厭わずその内容をそれぞれ検証したのは、ここに列擧された施策の全てを楊雄が贊美していることを確認するためである。既に楊雄は匈奴政策について王莽と異なることを再三指摘したが、（五）に見える施策に關してはいずれも王莽に贊同しているのである。むしろ匈奴政策についてのみ王莽と異なり、哀帝に上書した當時のままの主張を『法言』に記したことに注意すべきであろう。また『法言』において政治に關する論述は比較

的多く、その内容については既に論じたことがあるが、『法言』に見える政治論は抽象的・全體的な議論が多い³²。その中でこの（五）が具體的に数々の施策を列擧するのは、非常に珍しいものであることも指摘しておきたい。

四、楊雄の作品に見える異民族政策論と朝廷における活動

以上では楊雄の匈奴政策論について検討を加え、「上書諫勿許單于朝」を起點として、『法言』に記された匈奴政策論にも論及した。ところが楊雄の匈奴政策に關する記述は、この二作品より早く「長楊賦」「趙充國の頌」に見える。まず「長楊賦」では、作中において翰林主人に武帝の異民族政策を綜括させ、その勇壯なことを稱えている³³。一方「趙充國の頌」は、宣帝の時に趙充國が西羌（金城・隴西の異民族）を討伐したことを讃える頌であるが、それは成帝が西羌の反亂を憂え、楊雄に命じて「趙充國圖」に添えさせたものである³⁴。兩作いずれの記述とも過去の匈奴・異民族政策について稱贊する文學表現の範囲内に収まっており、新たな政策を提議する政治政策論とは異なるが、こうした作品を制作することによって楊雄は匈奴政策に理解を深めたものと考えられる。

以下では二十年以上に及んだ楊雄の朝廷における活動を検証してきた。楊雄は成帝期には「長楊賦」を含む四大賦などにより微諫を行なう宮廷作家であったが、哀帝期になると獻賦をやめ、建平二年（前五）に「對哀帝問災異」を上奏し（『漢書』五行志・中下）、「上書諫勿許單于朝」を上書する政治官僚であった。哀帝期の楊雄に關しては、『太玄』「解嘲」を著したことに目が向きやすいが（『漢書』楊雄

傳・下)、一方で朝廷にあって對問・上書という政治的行動を積極的に行なっていたことは、注意すべきであろう。

その後楊雄は、王莽が新を建國した後に「劇秦美新」を著す。「劇秦美新」の内容は内政を中心として、上古より秦・漢および王莽の政治の政治をたどり、最後に封禪を勧めるものである。文中において上古以來の歴史を鑑とする論法は、「上書諫勿許單于朝」に説かれる中國匈奴關係史の記述に通じるものがある。また以下に引用する部分では、單于が新を慕うようになったのは、その廣大な徳によるものと王莽新を稱えている。そして前節(五)に引用した『法言』の文と同様に、王莽が「井田を經し、人役を免じ、甫刑に方べ」たことなどを述べ、「郁郁乎として煥たるかな」と『論語』の句を援用して贊美している。⁽³⁵⁾

北のかた單于を懷かしむるは廣徳なり。五爵を復し、三壤を度り、井田を經し、人役を免じ、甫刑に方べ、馬法を匡し、祇庸を恢崇し、爍徳懿和の風あり、彼の摺紳の講習を廣め、言諫箴誦の塗あり、振鷺の聲庭に充ち、鴻鸞の黨階に漸むがときは、前聖の緒をして、布濩流衍して、韜に韜めざらしむるものにして、郁郁乎として煥たるかな。⁽³⁶⁾

ここに「單于を懷かしめた」とあるのは、前引(一)『法言』孝至篇の文に北夷が「稽首來臣し、稱して北蕃と爲す」と述べた状況、即ち王莽が匈奴征伐の出兵を開始する以前のことを指すと考えられる。それは始建國二年(後十)の出兵以前のこととすべきであり、また「井田を經す」と言うのも、前引(五)『法言』孝至篇の文に「其の井田を復す」とあったのと同様に始建國元年(後九)の王田制のことであ

る。そうすると「劇秦美新」もまた『法言』にほど近い時期に著されたと考えられ、始建國元年(後九)の王田制實施以後、始建國二年(後十)の王莽匈奴出兵以前の成立と認められよう。従来「劇秦美新」の制作年について定説はなく、始建國元年(後九)とする者が四家、始建國二年(後十)と天鳳元年(後一四)がそれぞれ二家、このほかに始建國四年(後十二)と始建國五年(後十三)前後とする説があった。⁽³⁷⁾しかし上記引用部分と、王莽の匈奴出兵策との關係を論據に加えると、「劇秦美新」制作の時期は、『法言』の成立と同時期である、始建國元年(後九)より始建國二年(後十)と考えられるのである。

本節では政治官僚として楊雄の匈奴政策論に關わる「上書諫勿許單于朝」『法言』以外の作品について検討した。そして楊雄の諸作品について檢證してみると、匈奴政策論に關する言行は比較的容易に見出すことができた。そもそも楊雄は、黃門郎・大夫として四十歳代より新が建國されるまで少なくとも二十年以上は朝廷に仕えている。しかしながら政治官僚として行なつた活動を探ってみると、小論において檢證した匈奴政策論以外には判然としないのである。宮廷作家として賦や文を獻じたこと以外に、朝廷における行動としてわずかに記録されるのは、よく知られる楊雄投閣事件の際に天祿閣において校書を行なつていたという一事である。⁽³⁸⁾天祿閣は未央宮にあつた藏書閣であり、そこで校書作業が行なわれていたことは『隋書』經籍志・總序にも見える。「隋志」には成帝・哀帝の時、劉向・劉歆が中心となり宮中の書物を校訂し『七略』を編纂する作業が行なわれたが、その作業場が未央宮の天祿閣であつた。⁽³⁹⁾楊雄投閣事件は王莽新建國後の始建國三年のことであり、そのとき楊雄は六十四歳であつた。新建國後とはいえ、藏書閣が厳しく管理されていたことを思えば、楊雄も『七略』編纂作業に携つていた可能性が考えられようである。楊雄は「答劉歆

書」に成帝より宮中の書物の閲覧が許可されたことを記しているが、これは成帝の時のことであり、投閣事件より約二十年前のことである。⁴⁰ そうすると天祿閣において校書を行なっていたというのは、單なる個人的な理由であるより、何らかの形で『七略』の編纂作業に關わっていたことを想定して良いと考える。それはまた、多數の作品を著した楊雄の著述家としての生涯や、楊雄と劉歆との親密な関係に鑑みてもあり得べきことと思われる。⁴¹

このほかに楊雄が朝廷において行なっていた可能性が考えられるのは、史書の編纂に關わる作業である。楊雄と史書との關係は深く、『漢書』の贊や『論衡』『華陽國志』には楊雄が史傳を著したとある。⁴² また楊雄は、『法言』に多數の人物評や歴史評を書き残している。それは『漢書』にも引用されるほど影響力の高いものであった。そして多數の人物評や歴史評を書き表せるほど、楊雄が『史記』ほかの史書に通じていたことが理解できるからである。⁴³

おわりに

「上書諫勿許單于朝」は、秦漢の對匈奴政策に精通した楊雄が、匈奴への對應の困難を説き、和親に要する經費を惜しむべきではないことを主張した上書であった。『漢書』匈奴傳の中でも他に引用された上書や議論文と比べると、楊雄の上書は長文に屬する。楊雄は自らを「口吃にして劇談すること能はず、默して深湛の思ひを好む」と述べるが（『漢書』楊雄傳・上）、上書は十分に雄弁で暢達な文章であると言えよう。中でも中國匈奴關係史を論じてそれを根據とする點などは、上奏文のあり方について『文心雕龍』奏啓が「博見以て理を窮むるに足り、古を酌んで今を御し、繁を治めて要を總ぶ」と言う通りで

あり、劉勰の説に正に符合するものである。⁴⁴ 後に康熙帝が楊雄のこの上書を評して、「揚雄「諫不受單于朝書」文法而暢、意婉而周」と述べたのも首肯できよう（『聖祖仁皇帝御製文』第三集卷三十、『四庫全書』所收）。

このように「上書諫勿許單于朝」は内容・文章ともに十分評價できる作品であると考えられるが、「楊雄自序」には全く言及されていない。上述した通り楊雄自身『法言』にて再三論じるほど匈奴政策論に精通していたにも關わらず、その生涯を語る自序においては觸れる必要のないものと考えていたようである。その結果、後世において楊雄は著述家として論じられ、「上書諫勿許單于朝」が「對哀帝問災異」とともに注意されてこなかったことは、小論冒頭に述べた通りである。

「上書諫勿許單于朝」は重要な匈奴政策論として『漢書』匈奴傳に引用されたものの、「匈奴傳」末尾に置かれた長文の「匈奴傳贊」において楊雄の主張については言及されなかった。「匈奴傳贊」が論及するのは、董仲舒が匈奴には仁義をもって説諭するのではなく、厚利を與えて喜ばせる一方で人質を取るのが良いという主張であり、⁴⁵ 蕭望之が宣帝に「匈奴は客とすべきで、臣としない方が良い」と説き、⁴⁶ 侯應が元帝に守備を固めるべきことを説いた主張であり、⁴⁷ また嚴尤が王莽の匈奴政策を負擔が多いにもかかわらず功績が期待できないと諫言した論説である。⁴⁸ そして「匈奴傳贊」は、夷狄は漢とは習俗・文化が異なるから、客とすべきも臣とすべきではなく、禮儀があれば接遇すべきであると結論する。⁴⁹ 「匈奴傳贊」の論評は、言うまでもなく後漢・班固によるものであるから、そこには異民族政策についてしばしば上奏した父の班彪や、弟の班超が西域を制し匈奴の服屬も導いたことの影響があるかもしれない。⁵⁰ 結局、楊雄の説いた經費を無視した和

親論は、王莽が征伐を進めるまでの約十年ほど中國と匈奴關係の維持を導いたものの、それも王莽によって破棄されるまでの成果であったということになる。

注

- (1) 『漢書』楊雄傳・上の原文は以下の通り。「清靜亡爲、少奢欲、不汲汲於富貴、不戚戚於貧賤、不修廉隅以徼名當世……乏無儻石之儲、晏如也……非其意、雖富貴不事也。」班固贊の原文は以下の通り。「……雄三世不徙官。及莽篡位、談説之士用符命稱功德獲封爵者甚衆、雄復不侯、以耆老久次轉爲大夫、恬於勢利乃如是。實好古而樂道、其意欲求文章成名於後世。」
- (2) たとえば齋木哲郎『秦漢儒教の研究』第五章・第三節楊雄の儒教（汲古書院、二〇〇四年）や、拙著『楊雄の生涯と作品』（朋友書店、二〇二五年）第一部・第九章「楊雄自序」と楊雄の生涯」が、著述家としての楊雄の生涯について論じている。
- (3) 「對哀帝問災異」は、『漢書』五行志・中下に見え、その經緯は概ね以下の通りである。建平二年（前五）朱博と趙玄がそれぞれ丞相と御史大夫に着任した際、鐘の鳴るような大きな音がしたため、哀帝が黃門侍郎であった楊雄と李尋に下問したところ、二人はそれぞれ「鼓妖（つづみの怪異）」であると答え、原因は丞相と御史にあると意見した、というものである。李尋は夏侯氏の災異説を用いて進言し、哀帝の信任を得た人物であり、楊雄も夏侯勝の災異説を認めていたから、李尋同様「鼓妖」と判断したものと思われる。對問において楊雄は、李尋の説に従い「鼓妖」と認めた上で、「聽失の象なり。朱博の人と爲り彊毅にして權謀多く、將に宜しきも相に宜しからず、恐らくは凶惡亟疾の怒有らん」と、朱博の爲人を批判して解任を主張する。このように楊雄の説は『漢書』では簡略なものであるから、詳細は不明だが哀帝の側近として下問に應じたことは間違いない。拙著『楊雄の生涯と作品』第二部・第一章・第五節「楊雄と五行説・災異説」参照。
- (4) なお王定璋『揚雄《諫勿許單于朝》の歴史價值』（『文史雜誌』、二〇二〇年・一）は、「上書諫勿許單于朝」を文脈に沿って讀解し、「一部簡明扼要的西漢與匈奴的關係史・和戰史、幾乎櫟枯西漢與匈奴の幾次重大的和・戰情景、具有較高的文獻價值與歷史價值。其文詞又極精當華瞻、值得深入探討」と評している。

- (5) 原文は以下の通り。「建平四年、單于上書願朝五年。時哀帝被疾。或言「匈奴從上游來厭人。自黃龍・竟寧時、單于朝中國輒有大故」。上由是難之、以問公卿、亦以爲虛費府帑、可且勿許。單于使辭去、未發。黃門郎揚雄上書諫曰。」
- (6) 原文は以下の通り。「臣聞「六經之治、貴於未亂、兵家之勝、貴於未戰」。二者皆微、然而大事之本、不可不察也。今單于上書求朝、國家不許而辭之、臣愚以爲漢與匈奴從此隙矣。本北地之狄、五帝所不能臣、三王所不能制、其不可使隙甚明。臣不敢遠稱、請引秦以來明之。」
- (7) 拙著『楊雄の生涯と作品』第二部・第三章「法言」の表現と經書の援用」において、楊雄の典據表現と引用、前漢における經文の援用法について論じたことがある。
- (8) 『老子』六十四章に「其安易持、其未兆易謀。其脆易泮、其微易散。爲之於未有、治之於未亂（其の安きは持し易く、其の未だ兆さざるは謀り易し。其の脆きは泮ち易く、其の微なるは散じ易し。之を未だ有らざるに爲し、之を未だ亂れざるに治む）」とあり、『孫子』謀攻に「百戰百勝、非善之善者也。不戰而屈人之兵、善之善者也」とある。
- (9) 蘇秦の語は『史記』蘇秦列傳に「臣聞「治之其未亂也、爲之其未有也」。患至而後憂之、則無及已。故願大王蚤孰計之」とある。杜欽の語は、成帝のとき王鳳に速やかに南夷の反亂を平定し、備えを固めるべきことを説いたもので、原文は以下の通りである。「如以先帝所立累世之功不可墮壞、亦宜因其萌芽、早斷絶之、及已成形然後戰師、則萬姓被害」（『漢書』西南夷兩粵朝鮮傳）。
- (10) 原文は以下の通り。「以秦始皇之彊、蒙恬之威、帶甲四十餘萬、然不敢窺西河、乃築長城以界之。會漢初興、以高祖之威靈・三十萬衆困於平城、士或七日不食。時奇譎之士・石畫之臣甚衆、卒其所以脱者、世莫得而言也。又高皇后嘗忿匈奴、群臣庭議、樊噲請以十萬衆橫行匈奴中、季布曰「噲可斬也。妄阿順指」。於是大臣權書遺之、然後匈奴之結解、中國之憂平。及孝文時、匈奴侵暴北邊、候騎至雍・甘泉。京師大駭、發三將軍屯細柳・棘門・霸上以備之、數月乃罷。孝武即位、設馬邑之權、欲誘匈奴。使韓安國將三十萬衆徼於便墜、匈奴覺之而去。徒費財勞師、一虜不可得見、況單于之面乎。其後深惟社稷之計、規恢萬載之策。乃大興師數十萬、使衛青・霍去病操兵、前後十餘年。於是浮西河、絕大幕、破寘顔、襲王庭、窮極其地、追奔逐北。封狼居胥山、禪於姑衍、以臨翰海、虜名王・貴人以百數。自是之後、匈奴震怖、益求和親、然而未肯稱臣也。」
- (11) たとえば楊雄の上書（注(10)参照）には「秦始皇の彊、蒙恬の威、帶甲四

十餘萬を以て」と蒙恬の兵は四十萬とされているが、『史記』に「四十萬」とする記述はなく、『史記』匈奴傳は「十萬」、『史記』始皇本紀・六國年表・蒙恬傳は「三十萬」とする。このほか高祖について「平城に困し……其の脱する所以は、世に得て言ふもの莫し」と平城の厄を脱し得た理由は世に伝えられていないと言うが、『史記』陳丞相世家には「卒至平城、爲匈奴所圍……高帝用陳平奇計、使單于闕氏、圍以得開。高帝既出、其計祕、世莫得聞」と、内密な策だが闕氏に使者を出し懐柔することて脱した、と脱し得た理由が記されており、また『史記』匈奴傳には「闕氏乃謂冒頓曰「兩主不相困。今得漢地、而單于終非能居之也。且漢王亦有神、單于察之。」冒頓與韓王信之將王黃・趙利期、而黃・利兵又不來、疑其與漢有謀、亦取闕氏之言、乃解圍之一角。於是高帝令士皆持滿傳矢外鄉、從解角直出、竟與大軍合、而冒頓遂引兵而去」と闕氏の發言やその後の経緯まで記されている。しかし楊雄の上書では略され、理由は世に伝えられていないとするなどの相違がある。

(12) 原文は以下の通り。「且夫前世豈樂傾無量之費、役無罪之人、快心於狼望之北哉。以爲不壹勞者不久佚、不斲費者不永寧。是以忍百萬之師以摧餓虎之喙、運府庫之財填虛山之壑而不悔也。」

(13) 原文は以下の通り。「至本始之初、匈奴有桀心、欲掠烏孫、侵公主。乃發五將之師十五萬騎獵其南、而長羅侯以烏孫五萬騎震其西、皆至質而還。時鮮有所獲、徒奮揚威武、明漢兵若雷風耳。雖空行空反、尚誅兩將軍。故北狄不服、中國未得高枕安寢也。逮至元康・神爵之間、大化神明、鴻恩溥洽。而匈奴內亂、五單于爭立、日逐・呼韓邪携國歸化、扶伏稱臣。然尚羈縻之、計不顯制。自此之後、欲朝者不距、不欲者不彊。」

(14) 原文は以下の通り。「何者。外國天性忿鷙、形容魁健、負力怙氣。難化以善、易隸以惡、其彊難誦、其和難得。故未服之時、勞師遠攻、傾國殫貨、伏尸流血、破堅拔敵、如彼之難也。既服之後、慰薦撫循、交接賂遺、威儀俯仰、如此之備也。」

(15) 原文は以下の通り。「往時嘗屠大宛之城、蹈烏桓之壘、探姑繪之壁、籍蕩姐之場、艾朝鮮之旃、拔兩越之旗。近不過旬月之役、遠不離二時之勞、固已犁其庭、掃其閭、郡縣而置之、雲徹席卷、後無餘留。唯北狄爲不然、眞中國之堅敵也、三垂比之懸矣、前世重之茲甚、未易可輕也。」

(16) 原文は以下の通り。「今單于歸義、懷款誠之心、欲離其庭、陳見於前。此乃上世之遺策、神靈之所期望、國家雖費、不得已者也。奈何距以來厭之辭、疏以無日之期、消往昔之恩、開將來之隙。夫款而隙之、使有恨心、負前言緣往辭、歸怨於漢、因以自絶、終無北面之心。威之不可、諭之不能、焉得

不爲大憂乎。」

(17) 原文は以下の通り。「即蒙恬・樊噲不復施、棘門・細柳不復備、馬邑之策安所設、衛・霍之功何得用、五將之威安所震。不然、壹有隙之後、雖智者勞心於内、辯者擊擊於外、猶不若未然之時也。」

(18) 原文は以下の通り。「且往者圖西域、制車師、置城郭都護三十六國、費歲以大萬計者、豈爲康居・烏孫能踰白龍堆而寇西邊哉、乃以制匈奴也。」

(19) 原文は以下の通り。「夫百年勞之、一日失之、費十而愛一。臣竊爲國不安也。唯陛下少留意於未亂未戰、以遏邊萌之禍。」

(20) 原文は以下の通り。「書奏、天子寤焉、召還匈奴使者、更報單于書而許之。賜雄帛五十匹、黃金十斤。」

(21) 注(20)の文に續けて次のように記されている。「單于未發、會病、復遣使願朝明年。故事、單于朝、從名王以下及從者二百餘人。單于又上書言「蒙天子神靈、人民盛壯、願從五百人入朝、以明天子盛德。」上皆許之。元壽二年、單于來朝、上以太歲厭勝所在、舍之上林苑蒲陶宮。告之以加敬於單于、單于知之。加賜衣三百七十襲・錦繡繪帛三萬匹・絮三萬斤、它如河平時。既罷、遣中郎將韓況送單于。單于出塞、到休屯井、北度車田盧水、道里回遠。況等乏食、單于乃給其糧、失期不還五十餘日。」なおこの件について『漢書』哀帝紀には「(元壽)二年春正月、匈奴單于・烏孫大昆彌來朝。二月、歸國、單于不說」と單于は喜ばなかったとある。

(22) 原文は以下の通り。「初、北邊自宣帝以來、數世不見煙火之警、人民熾盛、牛馬布野。及莽撓亂匈奴、與之構難、邊民死亡係獲、又十二部兵久屯而不出、吏士罷弊、數年之間、北邊虛空、野有暴骨矣。」

(23) 原文は以下の通り。「高祖時則劉敬、呂后時樊噲・季布、孝文時賈誼・朝錯、孝武時王恢・韓安國・朱買臣・公孫弘・董仲舒、人持所見、各有同異、然總其要、歸兩科而已。縉紳之儒則守和親、介冑之士則言征伐、皆偏見一時之利害、而未究匈奴之終始也。」

(24) 原文は以下の通り。「或曰「誦誦北夷、被我純績、帶我金犀、珍膳曼餽、不亦厚乎」。曰「昔在高・文・武、實爲兵主。今稽首來臣、稱爲北蕃。是爲宗廟之神・社稷之靈也。可不厚」。底本とした四部叢刊本では「珍膳曼餽、不亦厚乎」と「可不厚」を「珍膳寧餽、不亦享乎」「可不享」に作るが、『太平御覽』卷八四九に従い改めた。

(25) 原文は以下の通り。「漢德其可謂允懷矣。黃支之南、大夏之西、東靺・北夷、來貢其珍。漢德其可謂允懷矣。世鮮焉。」

(26) 原文は以下の通り。「茫茫聖德、遠人咸慕、上也。武義瑣瑣、兵征四方、次也。蠻夷猾夏、蠢迪王人、屈國喪師、無次也。」なお四部叢刊本は「芒芒」

- を「荒荒」、「蠻」を「宗」に作るが、汪榮寶『法言義疏』に従い改めた。
- (27) 原文は以下の通り。「龍堆以西、大漠以北、鳥夷・獸夷。郡勞王師、漢家不爲也。」文中の「郡」字は、王念孫『讀書雜誌』餘編・上に従い、「重、數」の意と解した。
- (28) 原文は以下の通り。「漢興二百一十載、而中天其庶矣乎。辟離以本之、校學以教之、禮樂以容之、輿服以表之、復其井・刑、勉人役。唐矣夫。」
- (29) 「刑を復し」の言うところは定かではないが、「劇秦美新」に「井田を經し、人役を免じ、甫刑に方べ」とあることから（次節に再掲する）、刑法を上代の刑法（甫刑）に倣い戻したことを言うと考えられる。この解釋も含め（五）が擧げる事績については、汪榮寶『法言義疏』が詳述しているため、本文の括弧内に主な根拠となる記事の所在を示すに止め、原文の引用は略した。
- (30) 元始元年（後一）以後説は陳福濱『揚雄年表』（東大圖書公司、一九九三年）、元始二年（後二）説は林貞愛『揚雄集校注』揚雄年譜（四川大學出版社、二〇〇一年）、天鳳元年（後一四）以後説は汪榮寶『法言義疏』孝至・三三章義疏に見えぬ。
- (31) 湯炳正『楊子雲年譜』（李源澄『論學』六・七、一九三七年）は、本文（五）に擧げる事績を元始三〜五年、天祿閣投閣事件を始建國二年のことで考え、『法言』の成立をその間の始建國元年（後九）に繫年する。また藍秀隆『楊子法言研究』第一章第二節（天津出版社、一九八九年）、沈冬青『揚雄年表』（幼獅文化事業公司、一九九三年）、王青『揚雄評傳』第五章第一節（南京大學出版社、二〇〇〇年）、楊福泉『揚雄年譜考訂』（紹興文理學院學報（哲學社會科學）二〇〇六年一期、紹興文理學院）も始建國元年（後九）とする。王以憲『揚雄著作繫年』（湘潭大學社會科學學報）一九八三年三期）は始建國元年〜二年とする。
- (32) 『法言』の政治論については拙著『揚雄の生涯と作品』第二部・第六章・第四節「政治論」において検討した。また『法言』に見える政治論が抽象的・全體的な議論が多いことは、上掲拙論にも引用した『法言』先知篇の「或問「何以治國」。曰「立政」。曰「何以立政」。曰「政之本、身也。身立則政立矣」が政治の重要性について爲政者（身）が正しく確立し、定まっていることを主張したり、また同篇に「或問「政核」。曰「眞眞僞僞、則政核。如眞不眞、僞不僞、則政不核」と政治の核心は眞と僞とを明確に正すことにあると述べた文章などから理解できよう。なおこの章の「眞眞僞僞」を底本は「眞僞眞僞」に作るが、司馬光『纂圖分門類題五臣注揚子法言』（北京圖書出版社、二〇〇三年）の説に従い改めた。
- (33) 原文は以下の通り。「翰林）主人曰……其後熏鬻作虐、東夷橫畔、羌戎睚眦、閩越相亂、遐萌爲之不安、中國蒙被其難。於是聖武勃怒、爰整其旅、乃命票・衛、汾沄沸渭、雲台電發、森騰波流、機駭讎軼、疾如奔星、擊如震霆、碎輶輻、破穹廬、腦沙幕、臠余吾。遂獵乎王廷。毆囊它、燒爛蠱、分裂單于、磔裂屬國、夷阮谷、拔鹵莽、刊山石、蹂屍與廝、係累老弱、亮鉞撥耆、金鏃淫夷者數十萬人、皆稽顙樹頌、扶服蛾伏、二十餘年矣、尚不敢惕息。夫天兵四臨、幽都先加、回戈邪指、南越相夷、靡節西征、羌棘東馳。是以遐方疏俗殊隣絕黨之域、自上仁所不化、茂德所不綏、莫不躡足抗手、請獻厥珍、使海內澹然、永亡邊城之災、金革之患」（『漢書』揚雄傳・下）。なお「長楊賦」については、拙著『揚雄の生涯と作品』第一部・第六章「長楊賦」と賦の斷筆」参照。
- (34) 「趙充國の頌」（『文選』卷四七）は、『詩』大雅・常武に倣い、宣帝と趙充國を周の宣王と方叔・召虎に比し武功を稱えている。文中には當初統治していた羌族が宣帝時に反亂したこと、趙充國が漢軍を率いて強暴な羌族に對して説諭と討伐を重ねて歸順させ、ついには都に凱旋したこと、功を急ぎ趙充國に反對した太守辛武賢のこと、辛武賢を退け趙充國に命じた宣帝の賢明なことなどが詠じられている。拙著『揚雄の生涯と作品』第一部・第七章「趙充國の頌」について」参照。
- (35) 「郁郁乎」は『論語』八佾の「子曰「周監於二代、郁郁乎文哉。吾從周」」に基づき、「煥たるかな」は『論語』泰伯に孔子が堯を稱えた語として次のように見える。「子曰「大哉、堯之爲君也。巍巍乎唯天爲大。唯堯則之。蕩蕩乎民無能名焉。巍巍乎其有成功也。煥乎其有文章。」
- (36) 原文は以下の通り。「北懷單于廣德也。若復五爵、度三壤、經井田、免人役、方甫刑、匡馬法、恢崇祗庸、燦德懿和之風、廣彼摛紳講習、言諫箴誦之塗、振鷺之聲充庭、鴻鸞之黨漸階、俾前聖之緒、布濩流行、而不韞韜、郁郁乎煥哉。」
- (37) 年代順に擧げると、始建國元年（後九）とするのは陸侃如『中古文學繫年』上（人民文學出版社、一九八五年）・王青『揚雄評傳』第二章第四節（前出）・林貞愛『揚雄集校注』揚雄年譜（前出）・楊福泉『揚雄年譜考訂』（前出）、始建國二年（後十）とするのは陳本禮『太玄闡秘』漢給事黃門郎揚雄生卒年考（『太玄經外四種上・下』所收、新文豐出版、一九九五年）・田中麻紗巳『兩漢思想の研究』第二章第二節（研文出版、一九八六年）、始建國四年（後十二）とするのは沈冬青『揚雄年表』（前出）、始建國五年（後十三）前後とするのは張震澤『揚雄集校注』揚雄年表（上海古籍出版社、一九九三年）、天鳳元年（後一四）とするのは藍秀隆（『楊子法言研究』第一章第二節、天津出版社、一九八九年）・陳福濱（『揚雄』揚雄年表、東大圖

書公司、一九九三年)である。

- (38) 『漢書』楊雄傳贊に次のように見える。「王莽時、劉歆・甄豐皆爲上公、莽既以符命自立、即位之後欲絶其原以神前事。而豐子尋・歆子棻復獻之。莽誅豐父子、投棻四裔、辭所連及、便收不請。時雄校書天祿閣上。治獄使者來、欲收雄。雄恐不能自免、乃從閣上自投下、幾死。」

- (39) 『隋書』經籍志・總序に次のように記されている。「至於孝成、祕藏之書、頗有亡散、乃使謁者陳農、求遺書於天下。命光祿大夫劉向校經傳諸子詩賦、步兵校尉任宏校兵書、太史令尹咸校數術、太醫監李柱國校方技。每一書就、向輒撰爲一錄、論其指歸、辨其訛謬、敍而奏之。向卒後、哀帝使其子歆嗣父之業。乃徙溫室中書於天祿閣上。歆遂總括群篇、撮其指要、著爲『七略』。一曰『集略』、二曰『六藝略』、三曰『諸子略』、四曰『詩賦略』、五曰『兵書略』、六曰『術數略』、七曰『方技略』。大凡三萬三千九百卷。」

- (40) 楊雄「答劉歆書」に次のように記されている。「雄爲郎之歲、自奏『少不得學、而心好沈博絶麗之文。願不受三載之奉、且休脫直事之繇、得肆心廣意、以自克就』。有詔、可不奪奉、令尙書賜筆墨錢六萬、得觀書於石室。」なお文中の「石室」は底本とした靜嘉堂文庫藏影宋鈔本『軒軒使者絶語釋別國方言一三卷』では「石渠」に作るが、『文選』卷六「魏都賦」劉良(張載)注に「楊雄遺劉歆書曰『得觀書於石室』とあり、また『文心雕龍』事類にも「(子雲)觀書石室」とあるので改めた。また楊雄「答劉歆書」については拙著『楊雄の生涯と作品』第一部・第二章附「答劉歆書」譯注」を参照されたい。

- (41) 劉歆と楊雄との親密な關係は『漢書』楊雄傳贊の記述や、劉歆「與楊雄書」と楊雄「答劉歆書」といった往復書簡の存在から理解できる。

- (42) 『漢書』趙尹韓張兩王傳贊に「劉向獨序趙廣漢・尹翁歸・韓延壽・馮商傳王尊、揚雄亦如之」とあり、馮商と同様に「王尊傳」を撰したことが記される。『論衡』須頌には「高祖以來、著書非不講論漢。司馬長卿爲『封禪書』、文約不具。司馬子長紀黃帝以至孝武。楊子雲錄宣帝以至哀・平」とあり、楊雄が宣帝から哀帝・平帝までを記録したという。『華陽國志』序志には「司馬相如・嚴君平・楊子雲・陽成子玄・鄭伯邑・尹彭城・譙常侍・任給事等、各集傳記以作『本紀』、略舉其隅」とあり、楊雄が傳記を集め「本紀」を撰したことが述べられている。詳細は拙著『楊雄の生涯と作品』附論

「諸子としての『史記』」を参照されたい。

- (43) 『法言』の人物評・歴史評と楊雄と史書との關係については、拙著『楊雄の生涯と作品』第二部・第五章『法言』の人物評・歴史評及び楊雄と史書との關係」を参照されたい。

- (44) 『文心雕龍』奏啓に「夫奏之爲筆、固以明允篤誠爲本、辨析疏通爲首。強志足以成務、博見足以窮理、酌古御今、治繁總要、此其體也」とある。

- (45) 董仲舒の説は以下の通り。「如匈奴者、非可以仁義說也。獨可說以厚利、結之於天耳。故與之厚利以沒其意、與盟於天以堅其約、質其愛子以累其心。」しかし「匈奴傳贊」は、後に單于咸が人質を犠牲にして邊境で掠奪を行なったことから、董仲舒の論は十分ではないと論じている(「至單于咸棄其愛子、味利不顧、侵掠所獲、歲鉅萬計、而和親賂遺、不過千金、安在其不棄質而失重利也。仲舒之言、漏於是矣」)。

- (46) 原文は以下の通り。「呼韓邪始朝於漢、漢議其儀、而蕭望之曰「戎狄荒服、言其來服荒忽無常、時至時去、宜待以客禮、讓而不臣。如其後嗣逐逐竄伏、使於中國不爲叛臣」。この一件については、『漢書』蕭望之傳にも詳述されている。

- (47) 侯應については「及孝元時、議罷守塞之備、侯應以爲不可、可謂盛不忘衰、安必思危、遠見識微之明矣」と言う。

- (48) 「匈奴傳贊」は「夫規事建議、不圖萬世之固、而媮恃一時之事者、未可以經遠也。若乃征伐之功、秦漢行事、嚴尤論之當矣」と言う。

- (49) 原文は以下の通り。「夷狄之人貪而好利、被髮左衽、人面獸心。其與中國殊章服、異習俗、飲食不同、言語不通、辟居北垂寒露之野、逐草隨畜、射獵爲生、隔以山谷、雍以沙幕、天地所以絶外内也。是故聖王禽獸畜之、不與約誓、不就攻伐。約之則費賂而見欺、攻之則勞師而詔寇。其地不可耕而食也、其民不可臣而畜也、是以外而不内、疏而不戚、政教不及其人、正朔不加其國。來則懲而御之、去則備而守之。其慕義而貢獻、則接之以禮讓、羈靡不絶、使曲在彼、蓋聖王制御蠻夷之常道也。」

- (50) 班彪の上奏は『後漢書』西羌傳・南匈奴傳・烏桓鮮卑傳に見え、班超の武功については『後漢書』班梁傳に見える。

(小樽商科大学教授)